第五十条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「所在地」の下に「（次項において「納税地等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、「保存」の下に「（前項の規定による電磁的記録の保存を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額（その課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）につき同項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第十項に規定する本人確認書類を整理し、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地等に保存（当該本人確認書類が電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。）をしなければならない。

第七十六条第四項中「次項において同じ。）」と、第五十四条第三項」を「次項及び第三項において同じ。）」と、第五十四条第三項」に改める。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　法附則第十九条の三に規定する政令で定める法令は、法その他の消費税に関する法令とする。

（農業協同組合中央会の特例）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　平成三十一年五月一日

二　第十八条の二第二項第一号の改正規定及び第十八条の四（見出しを含む。）の改正規定　平成三十一年七月一日

三　第四十六条第一項の改正規定、第四十九条第二項の改正規定、第五十条の改正規定及び第七十六条第四項の改正規定　平成三十一年十月一日

（臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続等に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第六条の規定による改正後の消費税法（第三項及び第四項において「新法」という。）第八条第九項の承認を受けようとする事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。第三項において同じ。）は、前条第二号に定める日（以下この条において「第二号施行日」という。）前においても、改正後の消費税法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）第十八条の四第一項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

2　税務署長は、前項の規定による新令第十八条の四第一項の申請書の提出があった場合には、第二号施行日前においても、同条第二項及び第四項の規定の例により、同条第二項の規定による承認又は却下及び同条第四項の規定による通知（以下この項において「承認等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた承認等は、第二号施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

3　前項の規定により新令第十八条の四第二項の規定の例による新法第八条第九項の承認を受けた事業者は、第二号施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項に規定する届出書を提出することができる。この場合において、同項の規定の例によりされた届出は、第二号施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

4　前項後段の規定により新法第八条第八項の規定による届出が行われたものとみなされる場合において、当該届出に係る同項に規定する臨時販売場を設置する日の前日が第二号施行日前であるときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該臨時販売場を設置する日の前日まで」とあるのは「消費税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十九号）附則第一条第二号に定める日」と、「当該期間」とあるのは「同日から当該期間の末日まで」とする。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消費税法施行令第十八条第六項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「及び第十八条の三」を「から第十八条の五まで」に改め、同令第十八条の二第二項第一号の改正規定中「この条及び次条」を「第十八条の四まで」に改め、「「第十八条の四」を「第十八条の五」に」を削り、同令第十八条の四を同令第十八条の五とし、同令第十八条の三の次に一条を加える改正規定中「滞納の」を「滞納額の」に改め、同令第四十六条を同令第四十六条の二とし、同令第三章中同条の前に一条を加える改正規定中「この条、第四十九条及び第五十四条第一項第一号」を「この章」に、「第五十条第一項」を「第五十条」に改め、同令第四十九条第二項の改正規定中「この条」の下に「、次条第二項」を加え、同令第五十条第一項の改正規定中「をいう」を「に限る」に改め、同項ただし書の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「前項」を「これら」に改める」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（地方揮発油税法施行令の一部改正）

第一条　地方揮発油税法施行令（昭和三十年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二百四十三分の四十四」を「二百四十分の四十七」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七中「二百四十三分の四十四」を「二百四十分の四十七」に、「四百八十六分の五十二」を「四百八十三分の五十五」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項から第四項までの規定中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の二百四十七又は二百八十七分の四十七」に改める。

附則第三項の表第四条の二第二項の項中「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に、「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「前項各号（第二号を除く。）」を「前項第一号から第一号の三まで」に、「五百三十八分の四百八十三若しくは五百三十八分の五十二」を「五百三十八分の四百八十六若しくは五百三十八分の五十五」に改める。